

男女平等に関する市民意識調査における調査項目の変更点

今回の調査票案については、令和元年度に実施した「男女平等に関する市民意識調査」の調査項目を基本に、設問の新設、廃止及び変更を行う予定です。

1. 新設する設問案

地域活動に関連する設問は削除しますが、地域防災に関しては重要な視点であるため、問6を新設します。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行をふまえ、問23、問24を追加しました。また、LGBT理解増進法の施行をふまえ、問25、問26を新設しました。

(1) 防災についての設問【問6】

問6 安心・安全な防災体制を整えるためには、男女双方にとってどのような取り組みが重要だと思いますか。(あてはまる番号3つまで○をつけてください。)

1. 男女双方の視点を活かした防災マニュアルを作成する
2. 市の防災会議、災害対策本部など、方針決定の場での女性の積極的な登用
3. 防災関係者に対する男女共同参画の意識づくり
4. 避難所の運営など、防災の現場での女性の参画
5. 防災や災害現場で活動する女性を育成する
6. その他 ()
7. 必要な取組は特にない

(2) 困難女性についての設問【問23・24】

問23 令和6年4月に、貧困や性暴力などに直面する女性の自立に向けて公的支援を強化していくものとして「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。

この法律と関連して、あなたは生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻などの女性が抱える困難な問題について、相談できる窓口として、どのようなものを知っていますか。

(あてはまる番号すべてに○をつけてください。)

- 1 愛知県女性相談支援センター（愛知県配偶者暴力相談支援センター）
- 2 警察
- 3 市役所（市民協働課、家庭児童相談室、地域福祉課など）
- 4 社会福祉協議会
- 5 人権擁護委員（法務局）
- 7 学校関係者（学生相談窓口・教員・養護教諭・スクールカウンセラー）
- 8 民生委員・児童委員
- 9 民間支援団体
- 10 その他（具体的に：)
- 11 相談できる窓口として知っているものはない

問24 貧困やDV、性暴力などに直面する人の自立に向けた公的支援について、あなたが特に市で取り組む必要があると思うものを教えてください。

(あてはまる番号3つまで○をつけてください。)

- 1 多種多様な問題に関する相談窓口の周知
- 2 相談窓口間の連携など、分野横断的な仕組みづくり
- 3 SNS などによる気軽に相談できる仕組みづくり
- 4 専門的に支援できる女性(男性)相談員の配置
- 5 弁護士や心理専門職等との連携の強化
- 6 相談を待つのではなく、訪問するなどして支援を届ける仕組みづくり(アウトリーチ)
- 7 一時保護など、緊急時に対応できる体制づくり
- 8 民間団体との連携・民間団体への支援
- 9 支援等に関する市民理解の促進
- 10 同じ困難を抱える人同士の居場所やつながりづくり
- 11 その他(具体的に:)
- 12 特に必要ない

(3) 性の多様性についての設問【問25・26】

問25 現在、性的マイノリティ(性的少数者)の方々にとって、偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと思いますか。(あてはまる番号1つに○をつけてください。)

1. 思う
2. どちらかといえば思う
3. どちらかといえば思わない
4. 思わない

問26 性的マイノリティ(性的少数者)の人たちの困難を解決して暮らしやすい社会にするために、あなたが特に市で取り組む必要があると思うものを教えてください。

(あてはまる番号3つまで○をつけてください。)

- 1 市民に対する啓発を重視する
- 2 学校や保育園・幼稚園での教育を充実する
- 3 相談体制の充実
- 4 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知や利用促進をする
- 5 市職員や教職員に対する研修を実施する
- 6 その他(具体的に:)
- 7 特に必要ない

2. 変更する設問・選択肢案

- (1) 問2「結婚・離婚に関する考え方」の設問で、選択肢「D 結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」を削除します。
理由：男女共同参画の関する課題に直接的な関係が見られないため
- (2) 問12「職場で休業・休暇制度を取得したことがあるか」という設問に令和4年度に新設された「産後パパ育休制度」の項目を追加します。それに伴い、注釈を育休の説明から産後パパ育休制度と育休制度の違いについての内容に変更します。また、選択肢6に「該当しない」を付け足します。
- (3) 問13「育休・介護休暇を取得しなかった理由」の設問に、選択肢「3 職場で取得しにくい雰囲気がある」を追加します。
- (4) 問19「DVの被害経験」の設問で、前は「配偶者から」「恋人から」をそれぞれ聞いていたものを一つに統合します。
- (5) 問20「DV被害の相談先」の設問で、選択肢8を「婦人相談所・相談員」→「女性相談支援センター(旧：婦人相談所)・相談員」に変更します。
- (6) 問22「DV被害に関する相談窓口で知っているもの」の設問で、以下の選択肢を変更します。
選択肢1「愛知県女性相談センター」→「愛知県女性相談支援センター（愛知県配偶者暴力相談支援センター）」に変更します。
選択肢2「警察（生活安全課）」→（生活安全課）を削除します。
選択肢3「市役所（市民協働課、家庭児童相談室）」→「地域福祉課など」を追加します。
- (7) 問27の旧B「日進市男女平等推進条例」、C「日進市男女平等推進プラン」、K「JKビジネス」を削除し、「地域共生社会」「SOGI（ソジ）」「日進市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を追加します。
- (8) 問28「性に関する言葉の内容」の設問は、前は「社会参加・参画」の章に含まれていましたが、今回は問27とあわせて【男女共同参画等に関する用語についておたずねします】の章を作成して配置します。
- (9) F2【年齢】の設問に、選択肢1「18～19歳」を追加します。※今年度から対象は18歳以上
- (10) F4「配偶者（パートナー）の有無」の設問の選択肢「いたが、死別・離別した」を削除します。
理由：報告書における分析を行っておらず、今調査においても使用予定はないため

(11) F5「あなたとパートナーの働き方」を職業ではなく、2人の就業時間を基に回答する形に変更します。

(12) ★設問の問い方を変更「特に重要だと思うもの、それ以外にあてはまるもの」を問う形
⇒「あてはまるものを3つまで選ぶ」形に変更します。【問4、問8、問13、問16、問31】

※回答者（特にWeb回答者）の負担軽減のため。変更に伴う分析結果への影響は大きくないと想定されます。

3. 廃止する設問案 ※設問番号は旧調査票（令和元年度）の番号に基づきます。

(1) 問3・4 地域活動に関連する設問

理由：第2回審議会で示したとおり

(2) 問11・12 今後就業したいか、どのような形で働きたいかについての設問

理由：第2回審議会で示したとおり

(3) 問27 DV・セクハラ・性犯罪・買春等の防止に何が必要かについての設問

理由：第2回審議会で示したとおり。問24を新設。

(4) F6・7 未婚の子どもの有無とその年齢

理由：前回調査時には子どもの有無を聞いていたが、報告書における分析の段階では子どもの有無という観点でのクロス分析を行っておらず、今調査においても使用予定はないため